

警察庁がひた隠す**秘**指南書を暴露する

津田哲也
(ジャーナリスト)



田中節夫・警察庁長官 (円内)

察内部の厳重秘密保持文書を示す「取扱注意」の表示が、金文字で表されている(上の写真)。

巻頭には、当時の警察庁銃器対策課長・井上美昭警視長(77年入庁のキャリア)が、「銃器捜査員必携の基本書として活用されたい」旨の前置きを添えている。

基本書と銘打ちながら、全国の銃器対策課(係)捜査員に配布されたわけではない。一部の警察幹部と、秘匿作業に専従する「情報作業員」と呼ばれる「スパイ工作員」だけを対象に、こ

くわずかな部数が印刷・配付された。いわば、門外不出の拳銃捜査の「秘伝書」なのだ。

部外に流出したのは、もちろん今回が初めてで、拳銃犯罪を普段から追っている筆者も、この本に収録された非合法すれすれの捜査手法には面食らってしまったほどである。

本文の構成は「捜査の基礎」、「基本捜査」、「応用捜査」の三章からなる。このうち第一章「捜査の基礎」は、銃器の基礎知識や銃刀法の規制などについて述べられているだけで、あえて特筆すべき点はない。問題は、第二章以降に解説された、警察庁直伝のスパイ

テクニクだ。

電話の盗聴など簡単

まず、「通信傍受法」が昨年8月に施行されたが、この法律を先取りするかのように、ハンドブックの第二章には、「電話検証(通信傍受)」の項目がある。

「けん銃事犯を摘発するためには、犯罪に使用される電話を傍受することが極めて有効。(略)平素から電気通信業者と協力関係の構築に努める」

電気通信業者との関係について、警視庁銃器対策課員の一人は、次のように証言する。

「電話の盗聴に、機材なんて使う必要はない。われわれには『ドカン』という手法がある。電話会社の工事に電柱番号を照会すれば、対象の家屋に引かれている電話の番号は簡単に割れる。あとは電話会社工事部の『協力者』に頼んで、一日二四時間、その電話の通話内容を録音してもらって聞け

ば、すべて傍受できる仕組みだ。電話会社には通話料金のトラブルに備えて、通話時間、相手などを記録できるシステムがあつて、それを利用してもらうわけさ」

盗聴器発見装置などは、警察の通信傍受に対しては、まったく役に立たないわけだ。通信傍受のほかに、拳銃捜査のスパイ活動に使われる秘聴器(盗聴器)には、ハイテク技術が導入されているという。禁煙プレート型やタバコ内蔵型など、小型軽量化とカモフラージュに工夫が凝らされている。ちなみにタバコ型というのは箱ではなく、タバコ一本のサイズだ。

また、電気通信業者と並んで、ハンドブックが情報収集の対象として重視しているのが、金融機関との関係だ。〈銀行関係者を協力者として獲得し秘匿で書類を閲覧する〉

とある。さらに、対象者の預金状況など銀行書類を閲覧する場合にも、〈対象者を特定せず、顧客台帳、索引

簿、印鑑票等の書類の閲覧を求め、(略)目的偽変により関係書類を閲覧する〉

とあるから、これはもう違法すれすれの行為である。

次に、尾行・張り込みは、一般の捜査でも使われている基本的な捜査手法だ。だが、この当たり前の警察活動にも、拳銃捜査の現場では、特殊なテクニクが用いられているのだ。

ハンドブックは、尾行のテクニクを「車両尾行」と「徒歩尾行」の二つに分類し、解説している。

車両尾行 車両はできる限り偽装工作を施す。(例・二人乗車の禁止、現地ナンバースタンプの擦り上げ、ボディに「○○商店」と表示、女性三輪ドライバーの登用等)

徒歩尾行 対象者と視線を合わせないこと。服装等についても現場にマッチしたものとす。(例・作業服やジャージ)

そして、〈単独尾行より共同尾行、共同尾行より併用尾行(徒歩、車両、

